

## 1-3-2 バリアフリー整備後の維持管理

1. 本マニュアルに基づき整備された道路は、引き続き本マニュアルの規定に適合するよう維持しなければならない。

バリアフリー法では、道路移動等円滑化基準に基づき整備が行なわれた特定道路について、それを基準に適合するよう維持し続ける義務が定められた。

せっかくバリアフリー整備を実施しても、その後の放置自転車や不法占用物件、舗装の劣化等によりバリアフリー化の効果が損なわれる場合がある。

よって、法が定める特定道路に限らず、本マニュアルに基づき整備されたすべての道路について、バリアフリー整備の効果が継続して発現されるよう適正な維持管理を行わなければならない。

また、バリアフリー整備がなされていない道路についても、維持・補修等で道路を改修する場合は、可能な限り本マニュアルに適合するよう改修することが望ましい。

バリアフリー化の効果が損なわれないように道路を維持・管理するためには、以下のような取り組みが重要である。

### (1) 路上障害物の排除

- ① 放置自転車の排除
- ② 不法占用物件の排除 等

### (2) バリアフリー化を考慮した道路占用

本マニュアルに適合するよう整備を行った道路に占用物件を設ける場合、当該占用物件によってバリアフリー化の効果が損なわれないように設置しなければならない。

### (3) 点検・補修

歩道等の機能を十分に維持・保全するためには、適切な点検を行うことが重要である。点検等により歩道上の問題・破損等を発見した場合には、当該箇所の補修を行い、常に通行者の円滑な移動が確保されるようにしておかなければならない。点検にあたっては、特に工事後の復旧部分や車両乗り入れ部の劣化等に注意する必要がある。

### (4) 工事における対応

歩道において工事を行う場合で、歩行位置の変更又は歩道通行止めを行うときは、事前に安全かつ円滑な通行が確保できる仮設歩道を設置、迂回路又は迂回方法を含め変更される歩行条件について当該道路の利用者に情報提供を行うことが大切である。

なお、工事中の仮設歩道等についても、本マニュアルの規定を準用することが望ましい。現場状況等によって適用が困難な場合も、本マニュアルの趣旨を踏まえて、可能な限りバリアフリー化がなされるよう工夫すべきである。